

解決への提言（追加案）

高山 ゆう子

◎原則の権限の維持

地域自治区制度を継続する限り、地域協議会の権限である「諮問答申」と「自主的審議による意見書提出」を外すことはできない。地域協議会は、地域課題を共有し、課題解決の優先順位を決定することにより、諮問や自主審議を通じて市長に意見を述べるものとする。

◎地域自治区の最高議決機関と位置付ける

地域協議会に地域自治区の最高議決機関としての役割を担わせること。したがって地域自治区の設置に関する条例のなかの「地域協議会の権限」については改正すること。

◎地域発展計画作成の権限付与

28区それぞれの歴史と伝統やその地域の特性を活かし維持発展させていく必要があるため、事務局（事務所）がそれぞれの区の地域発展計画を地域協議会と連携しながら作成する必要がある。

市は、それぞれの地域発展計画の実現に向けた予算配分を行う。

◎地域協議会を通じて、地域リーダーの人材育成を図る。

◎会長及び委員の資質向上

会長の資質向上のため、会の運営方法等について研修する。また委員の資質向上のため、講習や研修、視察などを行う。

◎事務局の資質向上

事務局は資質向上のため事務局研修を充実させる。

住民自治組織との合体

地域協議会と住民組織が地域の活性化等同じ目的を持ち活動するために、現在の「地域協議会」と「住民自治組織」を合体し、一定の運営資金を持つ各自治区「住民コミュニティ組織」へ移行させるなどの変革を行うこと。

◎町内会等との連携

地元を元気にする提案事業を、地域協議会・町内会長協議会・住民組織・総合事務所（まちづくりセンター）の4者が課題協議する仕組みを作ること。これら協働の要に位置付けるのが地域協議会である。

◎自前のまちづくり協議会への改編

新たに住民自治意識に根差した「自前のまちづくり協議会（振興会）」に改変すること。現行の地域協議会制度は廃止する。「自前のまちづくり協議会」は、地域の自主性にに基づき設置され、対象地域は現行の地域協議会の範囲、又は小・中学校区単位を原則に設置する。

当地域協議会は、必要とする事業ごとに提案し、予算が生じる場合は、所管する行政庁における担当部署において審査し事業化すること。予算額は原則制限を無くし、ブロック及び総合事務所ごとに必要額を審査し、本庁において全体調整の上で事業化する。

◎まちづくり振興会への組み入れ

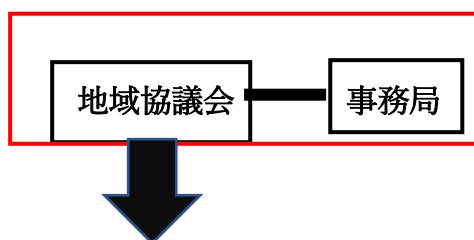
地域協議会を、各地区にある「まちづくり振興会」（類似名称あり）に組み入れ、「まちづくり振興会」を第二の行政機関とすること。その運営財源は市が負担する。

また各地区の町内会長連絡会の事務を「まちづくり振興会」に組み入れ、地域協議会との連携を図ること。それにより、機能の重複問題も解決できる。

◎地域づくりアドバイザー等との連携

市の事業「地域コミュニティ活動サポート事業」の地域づくりアドバイザーや地域おこし協力隊、**集落**づくり推進員などと連携すること。アドバイザーは現在単発、派遣型であるが、各自治区に常時一人配置し、長期に渡り住民とともにその地域のまちづくりに携わる。

上記内容をまとめ、新たな地域協議会をイメージする（委員構成の進化）



協議会のメンバー構成

- ・公募制 ・・・10人程度

- ・コミュニティ協議会（自治区により柔軟に対応）
 - まちづくり振興会
 - 町内会長連絡協議会
 - 市民団体
 - PTA10人程度とし
※会長や副会長に限らず
地域の中で、男女比や
年齢等を考慮する

- ※地域づくりアドバイザー
- ※地域おこし協力隊
- ※集落づくり推進員
こうした方々にも
入ってもらっても
よいのではないか

（以上）